

桜宮地域活動協議会規約

令和 3年 2月 9日 施行

桜宮地域活動協議会

桜宮地域活動協議会運営規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は桜宮地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を大阪市都島区東野田町1丁目10番15号に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、桜宮連合振興町会とする。

(目的)

第3条 本会は、桜宮地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、活動区域の誰もが自由に参加しながら、住み良いまちづくりに取り組んで行くことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表1に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体を持って構成する。

(活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域コミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること
- (7) 環境美化に関すること
- (8) スポーツ活動に関すること
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治・宗教に関する活動

第2章 役員及び役員会

(役員等)

第6条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員等の選任)

第7条 役員等は、運営委員会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第8条 各役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (5) 監事は
 - ①協議会の会計及び役員の業務執行を監視する。
 - ②監査の結果、地域活動協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを地域活動協議会会長及び区長に報告すること。
 - ③役員の業務執行の状況、又地域活動協議会の財産の状況について、役員に意見を述べること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第10条 役員会は、予算事業計画の最終案ならび決算事業実施報告最終案を作成するために会長が必要に応じて開催する。

2 役員会は、協議会の目的・活動に則して全般を運営する。

(役員の解任)

第11条 役員の解任について以下のとおり定める。

- (1) 運営委員としての資格を喪失した者は役員を解任される。

(2) 本会の役員として、ふさわしくない行為を行った者について、運営委員の3分の2以上の同意があれば、これを解任することができる。ただし、本人から弁明を求める申し出があれば運営委員会において、その機会を付与しなければならない。

第3章 運営委員及び運営委員会

(運営委員会の選任)

第12条 運営委員は、別表に定める各種団体から推薦を受けた者をもって選任する。

2 各種団体は、第21条及び第22条に定めた部会の所属数に応じて、運営委員を1名ずつ推薦する。

3 役員会が、本会の適切な運営に必要と認めた者は運営委員に加えることができる。

4 各種団体の推薦を解かれた者は、運営委員としての資格を喪失する。

(運営委員会の議決事項)

第13条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 桜宮地域の※「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

※地域の課題や将来像を共有しながら話し合うまちづくりの方針

(運営委員会の開催)

第14条 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の3分の1以上から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第15条 運営委員会の議長は、役員の中から運営委員会開催時に選任する。

(運営委員会の定足数)

第16条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

第17条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第 18 条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第 19 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人
2名以上が署名押印するものとする。

(議事録の作成及び公開)

第 20 条 活動区域の住民(以上、「地域住民」という。)、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを請求者に開示する。

第 4 章 部会

(部会の設置)

第 21 条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することが出来る。

(部会の組織)

第 22 条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 第 1 部会 生活安全・環境・防災・防犯・美化・緑化に関する事業
 - (2) 第 2 部会 福祉・文化・体育・青少年に関する事業
- 2 各部会に、部会長 1 名、副部会長若干名、部会会計 1 名を置く。
- 3 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第 5 章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第 23 条 協議会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに役員会がその最終案を作成し、運営委員会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。
ただし、天災又は疫病等のやむおろしない事由がある場合は、この限りではない。

2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、役員会に報告する。

(事業報告及び決算)

第 24 条 協議会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 90 日以内に、運営委員会の承認を受ける。

2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告する。

3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人からの閲覧の請求があったときは、これを請求者に開示する。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 25 条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、これを請求者に開示する。

3 本会の関係書類は、事務所に 5 年間保管する。

(事業年度)

第 26 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の変更

(規約の変更)

第 27 条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雜則

(委任)

第28条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決をもってこれを定める。

(付則) この規約は、平成25年6月1日から施行する。

(但し、平成25年度の任期は年度末とする。)

(付則) (別表2 桜宮地域活動協議会役員名簿の一部改正)

この規約の一部改正は、平成26年4月1日から施行する

(付則) (別表2 桜宮地域活動協議会役員名簿の一部改正)

この規約の一部改正は、平成30年10月3日から施行する

(付則) (別表2 桜宮地域活動協議会役員名簿の一部改正)

この規約の一部改正は、平成31年2月5日から施行する

(付則) (別表1 桜宮地域活動協議会構成団体の一部改正)

この規約の一部改正は、令和3年2月9日から施行する

(付則) (桜宮地域活動協議会 規約第23条 一部改正)